

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可(三件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第千三三三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷 本 俊 次	鳥医第四、〇一〇号	平成元年九月一日

鳥取県告示第千四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
わくしま内科医 院	鳥取市松並町一丁目二二八	平成元年九月十八日
有限会社すずき 薬局	鳥取市松並町一丁目一四〇一 三	"
野口歯科医院	米子市旗ヶ崎五四五―一八	平成元年九月十一日

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、庄内土地改良区の定款の変更を平成元年十月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大河南地区農業用排水）を平成元年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農業用排水）を平成元年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（小原）地区区画整理）を平成元年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町霞字炭ヶ塔二二二の二〇・字櫻子奥二二三の一・二二三
の二・二二三の四・二二三の二〇・丸山字大林山一二八四の四・字桜子
峠一・字桜峠平ラ二・福塚字大林七〇五（以上九筆について次の図に示
す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月二日 鳥取県指令受鳥土維第四百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字八反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市栄町七一八

内田隆芳